

記載例 3

従業員が転勤・転職し、異動先の事業所で継続して特別徴収する場合

◎例・・・年税額84,400円の人が●年9月30日に退職し、転勤先の事業所で10月から特別徴収を継続する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円										

(ア) 既に払込みした額 今回納付する額 未徴収税額(ウ)56,000円=移動先の事業所で特別徴収する額
 徴収済額(イ)28,400円

異動届は、異動があった日の翌月5日までに提出してください。

転居・転出等で、住所が変更した場合は、必ず記入してください。

既に、伊豆の国市で特別徴収義務者に指定されている事業所は、指定番号を必ず記入してください。伊豆の国市での特別徴収がはじめての事業所は、「新規」に○をつけてください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

※市記入欄

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

特別徴収義務者指定番号 98765432

宛名番号 宛名所属 金谷 彰子 98765432

氏名 金谷 彰子

電話番号 055-948-2918 内線(0000)

フリガナ 伊豆の国市長 宛 (特別徴収者) 給与支払者

所在地 〒410-2292 伊豆の国市長岡340番地の1

フリガナ イズノクニ

氏名又は名称 伊豆の国 株式会社

番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

個人番号

給与所得者 氏名 生年月日 個人番号

受給者番号

1月1日現在の住所 伊豆の国市長岡1234番地の5

異動後の住所 ▲▲市□□123番地の4

特別徴収税額(年税額) 84,400 円

徴収済額(イ) 28,400 円

未徴収税額(ウ) 56,000 円

異動の事由

異動後の未徴収税額の徴収方法

1. 特別徴収継続

2. 一括徴収

3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号 12345678 (新規) 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3

新しい勤務先へは、月割額 7,000 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

住所 町9-6

フリガナ クニ

氏名又は名称 IZUの国

所属 人事課人事係

所属 静岡 税美

受給者番号 ZZ-3456

納入書の要否(新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

1. 異動が 年12月31日までで、

2. 異動が 年1月1日以降のため

3. 普通徴収の場合

1. 異動が 年12月31日までで、

2. 年5月31日までに支払われ、

3. 死亡による退職であるため

上段は、異動元の事業所が記入し、異動先事業所に回送してください。

下段は、異動先の事業所が記入し、伊豆の国市に提出してください。

徴収予定額(ウ)と同額

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) 円 納入します。

※市記入欄

◎送付先 〒410-2292 伊豆の国市長岡340番地の1 伊豆の国市役所税務課 (電話055-948-2918)

必ず記入してください

指定番号(8桁)は伊豆の国市役所から送られる税額通知書に記載されている番号です。

月割額の算出

(ウ)÷(異動先事業所で特別徴収する月数)

※100円未満の端数は異動後最初に特別徴収する月に算入してください。

特別徴収新規の場合

特別徴収納入書の要否を記入してください。

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)